

鎌倉市空家等対策計画改定支援等業務 公募型プロポーザル審査基準

分類	評価項目		評価基準	配点
書類評価	1	過去に空家等対策計画の策定又は改定の実績を有するか。	過去 5 年間（令和 2 年（2020年）以降）に空家等対策計画の策定又は改定支援業務を地方公共団体から受注し完了した実績	5点
	2	業務履行に向けた組織体制が充実しているか。	副担当者が主担当者と同程度の能力を有しているか。	5点
	3	募集要領「3（6）」に規定する実績に携わった担当者が主担当者として配置されているか。	募集要領「3（6）」に規定する実績に携わった担当者が主担当者として配置されているか。	5点
	小計			15点
企画提案書 及び プレゼン テーション 評価	4	新たに加える視点・重要と考える視点の提案	空家等対策特別措置法の改正、住宅マスタープラン、本市総合計画、その他関連計画を理解し、大きく変化する社会情勢を踏まえ、新たに加える視点・重要と考える視点等が提案できているか。	15点
	5	効果的な実態調査の実施	空家等実態調査について目的を理解し、効率的な調査方法や調査によって得られたデータの活用等について具体的な提案がされているか。	15点
	6	幅広い世代への理解や表現の工夫に関する提案	本市が抱える空家等の課題及び対応を市民に伝える方法のアイデアを提案できているか。	15点
	7	市の手続きへの理解と業務効率化等の提案	市の手続きを理解し、効率的な業務実施の手法や業務期間短縮の工夫が盛り込まれた提案となっているか。	15点
	小計			60点
				75点